



温室効果ガス排出量可視化システム補助金

明石市では、自社から排出される温室効果ガスの排出量を見える化するためのシステムを導入する中小企業者に対して、その導入費用を補助します。

(1) 補助対象者

市内の事業所等を有し、事業活動を行っている中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、あかし脱炭素経営パワーアップ制度の宣言事業者として登録されている事業者

※ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者を指し、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する会社もしくは個人事業主です。

業 種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下の会社	300 人以下の会社および個人
卸売業	1 億円以下の会社	100 人以下の会社および個人
サービス業	5000 万円以下の会社	100 人以下の会社および個人
小売業	5000 万円以下の会社	50 人以下の会社および個人

※ あかし脱炭素経営パワーアップ制度において、脱炭素経営に取り組むことを宣言し、「宣言事業者」として市に登録された事業者が対象となります。

「あかし脱炭素経営パワーアップ制度」の詳細については、下記から市ホームページをご確認ください。

あかし脱炭素経営パワーアップ制度

🔍 検 索



(市ホームページ)

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_souzou_ka/cnkeieisien.html

(2) 補助対象となるシステム

自社の事業所等(市内に限る。)から排出される温室効果ガスの排出量(Scope1・2)を算定するシステム

※ 2026 年 4 月以降に利用を開始したもので、3 か月以上連続して利用するものに限りです。

※ Scope1～3を算定するシステムも対象となります。

(3) 補助金額

月額利用料(税抜き)から国・地方公共団体等の補助金額を引いた額／月 (上限 1 万円)

※ 1,000 円未満の端数は切捨てです。

※ 2026 年 4 月から 2027 年 3 月までの最長6か月までが補助対象です。

(4) 申請受付期間

2026年8月3日(月)～11月30日(月) **必着**

※ 上記の期間内であっても、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。

(5) 手続きの流れ

① 交付申請書の提出

【提出書類】 ・ 交付申請書(様式第1号)

【添付書類】 ・ 可視化システムの仕様が確認できる書類(カタログなど)

・ 契約内容が確認できる書類(契約書の写しなど)

・ 可視化システムの月額利用料が確認できる書類(カタログ、契約書の写しなど)

・ 交付申請を行った日前3か月以内に発行された申請者に係る登記事項証明書(申請者が法人でない場合にあっては、申請者が事業者であることが確認できる書類)

・ 可視化システムの算定・把握の対象となる事業所等の位置図

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

② 市から交付決定通知書を交付

③ 実績報告書の提出 ※2027年 **3月10日まで(必着)**

【提出書類】 ・ 実績報告書(様式第7号)

【添付書類】 ・ 補助対象期間の月額利用料の支払を証明する書類(領収書の写し、支払証明書など)

・ (国、地方公共団体等から補助金を受ける場合) その補助金の額が確認できる書類

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

④ 市から交付額確定通知書を交付

⑤ 請求書の提出

【提出書類】 ・ 請求書(様式第9号)

【添付書類】 ・ 振込先口座情報が確認できる書類(通帳の写しなど)

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

ダウンロード
はこちら



※ 申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。

(市ホームページ)

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyau/kankyau_soumu_ka/top/kashikahojyokin.html

(6) 書類提出先・問合せ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市環境産業局環境室 環境創造課

TEL: 078-918-5786 FAX: 078-918-5192

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

問合せ時間: 平日 8:55～17:40 (12:00～13:00 を除く。)

